

第1問 答案用紙<1>
(監査論)

12.5 / 50

問題 1

問 1

財務諸表監査の目的は、経営者が作成した財務諸表が企業の財政状況等を全体として適正に表示しているか否かについて、絶対的ではないが相当程度の心証を得て合理的な保証を得ることである。したがって、精査によらずとも試査によってその目的を果たすことができるからである。

×

監査人は限られた監査資源の中で監査を実施し、意見表明をしなければならぬと、監査リスクを合理的に低い水準に抑えるためには虚偽表示リスクの高い項目に重点的に監査時間を配分し、その目的を達成する必要があるため、手帳は試査によることになる。

×

問 2

財務諸表監査の対象である財務諸表は、経営者による見積りの要素が多く含まれている。例えば、減価償却方法、資産の評価、貸倒引当金の設定の水準などは多く見られるものである。よって、これらに対して監査人が精査による手帳を実施したとしても、絶対的な保証を得ることは困難を極め、何と云われる保証は合理的な保証にとどまることになる。

問 3

【物理的証拠】

△

間接的に入手される証拠よりも、監査人が直接入手した証拠の方が証明力が高いことに留意し、特に相対資産の実在性に関しては、実地確認の立会を実施し、現場で直接物理的証拠を入手することで、証拠の信頼性が高まる。

第1問 答案用紙<2>
(監査論)

問3

【文書的証拠】

紙媒体、電子媒体又はその他の媒体に関わらず、文書化した監査証拠は、口頭により得られた証拠よりも証明力が強く信頼性がある。
したがって、企業の事業目的に関連性の強い棚卸資産の実在性等については積極的に文書的証拠の入手を行うべきである。

【口頭的証拠】

口頭的証拠は、文書的証拠に比べて証明力が弱く信頼性が低くなるので、棚卸資産の実在性等に関する証拠の信頼性判断は他の種類の信頼性ある証拠により、これが補完されているが留意して慎重に検討する必要がある。

問題2

問1

財務報告に係る内部統制とは、財務報告の信頼性を確保するための企業内部のプロセスである。よって、これが有効であるという旨の報告は、財務報告に係る内部統制がその趣旨に照らして適切に整備され、業務の中で適切に運用されていると経営者が評価していることを意味している。

問2

財務報告の信頼性を確保するための内部統制は、期中にこれを欠いて不備が発見されたとしても、適時に是正措置をとることで最終的に期末日において適正な状態に整えていく必要がある。財務報告は決算日の状況を開示するものであるから、この信頼性を担保すべき内部統制の有効性も期末日を基準に評価することがその趣旨に合致するといえる。

18.5/50

第2問 答案用紙<1>
(監査論)

問題 1

△ 甲社はファミリー企業としての経営形態をとっていることから、内部統制に緩みが生じている可能性がある。また、工事完成基準による収益認識方法を採用しているため、その計上に裏付けがあるか慎重に検討する必要がある。

△ 甲社の取扱う製品は、技術革新が激しく激しい競争環境にあることから、業績をあげるために大卒のエンジニアばかり、経営者の関与を伴う不正による虚偽取引のリスクがあるとして、注意深く手続の計画と実施を行う必要があること。さらに、増収増益の性格に関して強気の子想を込めているものの、利益が計画に非違であり、利益計上につながる虚偽取引のおそれがあることを考慮すべきである。

問題 2

【勘定科目と監査要点】

△ 仕掛品 ~~表示の妥当性~~ 評価の妥当性

【考慮されるべき理由】

※原価項目

△ 2月、3月に急増しているコストが製造作業でのトラブルに起因する臨時損失としての性格があると考えられるため、これを全て仕掛品として原価項目に算入している会計処理が妥当ではないといえるから。

【監査人Xのとるべき対応】

△ 会社の担当者にトラブルの詳細について質問し、コストの性格に適った会計処理がなされているか検討する。

第2問 答案用紙<2>
(監査論)

問題3

【留意事項】

- ① 仕掛品の全てが売上原価に計上され、3月の仕掛品残高がゼロとなっている。
- ② 3月という決算月に売上が1,400万円計上されていること。
- ③ 得意先Bに対する売掛金の確認実施について 甲社から見合せの依頼が来ると

【監査人Xのとるべき対応】

甲社は増収増益の予想を公表しており、売上を上げたいという強いプレッシャーが存在すると考えられ、その影響で売上の期末押し付け計上の疑いが見受けられる。3月に受注1,400万円が上げられ、それが売上に計上されるにも関わらず滞留していた仕掛品が全て販売済として売上原価に計上されているが、これが適切に検討可処分がある。そこで、まずは甲社に売掛金の見合せ依頼に理由を訊ね、合理的な理由によるのかを確かめるとともに、会社に出荷書類等証拠の提出を依頼し、棚卸資産の存在を確かめるための手続を実施することが有効であると考えられる。

問題4 問1

C、D案件の担当者が同一であり、当該部署は第3四半期まで、利益が計画に対し大きく未達であることから、2つの案件の間で担当者による利益操作の危険が想定される。特に、C案件については、1,000百万の受注があがっているのに対して、D案件は3月に受注金額500百万円と売上に計上していることから、利益達成のために押し付け計上している可能性がある。さらに、利益を大きく見せるため、D案件の原価残高の全てが売上原価に振替えられている訳ではなく、240百万円のみが振替えられていることから、一部をD案件の原価として計上している可能性があるといえるから。

問題4 問2

C、D案件の担当者が利益操作を図ることが出来る状況が見受けられたため、当該状況に対する監視機能の発揮を促す必要がある。